

第4回中海自然再生協議会

日時 平成19年12月15日(土) 15:00~17:00 鳥取県西部総合事務所 講堂

協議会に先立って、前回協議会に引き続き自然再生勉強会「中海の自然再生を目指してーその2」として全体構想策定のための勉強会が以下のように行われた(13:00~14:30、資料を掲載)。また、協議会終了後、18時から意見交換会(忘年会)が米子コンベンションセンター内、ルポルトで行われた。

- ・中村幹雄(日本シジミ研究所) 中海の漁業の歴史とこれからの水産振興
- ・清家 泰(島根大学総合理工学部) 中海の水質の変遷とこれからの水質保全
- ・奥森隆夫(NPO 法人未来守りネットワーク) アマモの復活で目指す中海の水質浄化
- ・大谷輝子(美しい中海をまもる住民会議) 中海干拓淡水化反対の住民運動の歴史から見たこれからの中海の再生

【資料】

- ・出席者名簿
- ・「豊かな漁場・遊べるきれいな中海への取り組み(仮称)」(全体構想討議資料)
- ・「具体的な目標」設定票(11の提案、具体的な目標と項目は上記資料参照)
- ・議題2今後の進め方について、必要経費の集め方についてなど(2ページ)
- ・勉強会資料(中村・清家・奥森・大谷の各資料)

「議事要旨」

- ・第4回協議会を2007年12月15日(土)に鳥取県西部総合事務所で行った(出席者名は別記)。
- ・議題1「全体構想の策定(第二次案)」については、全体構想検討専門部会から11の具体的な目標を含めた提案がなされた。
- ・議題2「今後の進め方について」では、次の第5回協議会で行政側の自然再生に係る事業、今後の計画などについての説明を受け、第6回協議会に向けて全体構想をまとめてゆくこと、今後必要となる経費の確保についての提案と討論がなされた。
- ・中海再生のイメージ図を小中学生を対象に募集すること、島根大学汽水域研究センターの協議会への機関参加について提案がなされた。
- ・第5回協議会は2008年3月8日(土)、15~17時、鳥取県西部総合事務所で開催、13時から各行政からの発表を中心とした勉強会を行う。

「協議会の概要」

★中海自然再生協議会第4回協議会を2007年12月15日(土)に鳥取県西部総合事務所

行った。別記の公募委員、専門委員および行政・公共団体委員が出席した。

- ★議題1) 全体構想の策定(第二次案)について、釧路湿原の全体構想パンフが配布された後に、国井部会長から委員会の経緯と資料の内容が説明され、5つの推進の柱の内容が読み上げられた。ついで提出された11の具体的目標について提案者から説明がなされた。(全体構想委の資料では推進の柱と具体的目標、および住民団体、関与する行政機関の関係がわかるように示されている。)
- ★討論はおもに議題2) 今後の進め方について、事務局から説明を受けた上でなされた(討論内容については別掲)。今回は行政以外の委員・住民団体・NPO から具体的な目標の提案がなされたが、次の協議会では行政側の考え方や現在進行している事業あるいは今後の事業計画で自然再生にかかわるものとの関係、提案されている計画とどうすり合わせが可能か、推進の柱は今後行政が自然再生に係る事業を進める上で十分かどうか、追加・修正したほうが良い点などについて、次回に行政側から積極的に示してもらった上で検討を深めようということになった。3月8日の第5回、5～6月に第6回協議会を予定し、集中した討論を行うこととした。全体構想の出版経費については集め方のいくつかの方法が示され、今後検討して行くことになった。
- ★その他の議題では中海再生のイメージ図、イラストについて小中校生を対象に募集し、協議会の活動を一般市民に広く知ってもらうことを目的に実施することとし、具体的な検討を事務局に任せること、島根大学汽水域研究センターの協議会への機関参加について事務局からの提案が賛同された。
- ★第5回協議会は2008年3月8日(土)、鳥取県西部総合事務所で15時から開催する。また、13時から勉強会を行うこととし、とくに行政側から中海の自然再生に関係するとみられる現在実施している事業、今後の関連ある事業計画などについて説明をしてもらい、国・地方行政機関がやろうとしていることについて勉強することとした。
- ★鳥取県西部総合事務所から今年度中に3回の中海の再生と賢明な利用を考える会を開催することの案内と参加要請がなされた。
- ★第5回協議会を2008年3月8日(土)、鳥取県西部総合事務所で15時から開催すること、13時から勉強会を行い、とくに行政側から中海の自然再生に係る実施中の事業、計画中の事業、今後の関連ある事業計画などについて説明を受け、勉強することとした。

(以上)

第4回中海自然再生協議会での全体構想についての討論内容について

討論の内容を第3回協議会に引き続き以下に紹介します。担当者によりテープから復元し、一部要約している。発言者名は一部を除き、イニシャルで示している。なお、他の議事・報告を含めてテープは事務局に保存しているので、会員は閲覧(聴)できます。

(環境省米子自然環境事務所から「釧路湿原の自然再生全体構想」のパンフが参考資料として配布された。)

議長：第4回の中海自然再生協議会を開催します。本日の議題の第一は、全体構想検討専門部会より、「中海自然再生のための全体構想の策定の第二次案」が提示されています。いま配布された釧路湿原自然再生協議会の全体構想パンフがありますが、このようなイメージでこれから私たちの全体構想を作っていくこととなります。この第二次案について、これらか協議していくわけですが、最初に全体構想検討専門部会の国井部会長から説明をお願いします。

国井部会長：前回、10月27日の第3回の協議会の時に出された宿題として、推進の柱の5つのタイトルの具体的内容を記載してほしいとのことでしたので、11月中旬をめどに策定し、出来上がったものが、今日お配りした資料の3～4ページです。推進の柱の1から5までの内容を読みあげますので、その上でご意見をいただきたいと思います。また推進の柱の下に具体的な目標というのがあり、設定票が何枚か付けてありますが、これらについては後でそれぞれ説明してもらうことにします(推進の柱1～5の内容をよみあげて説明)。

議長：自然再生の目標について推進の柱の内容を以上の文章でまとめたらどうかということですが、基本的なところは入っているということであれば後で討論も予定していますので、先に具体的な目標が11件提出されていますので、それぞれ提案者から「具体的な目標」設定票にもとづいて各5分位で要点の説明をお願いします。

(11の提案についてそれぞれ説明)

議長：提案のあった11件の具体的目標について説明を受けましたが、この中には内容的にまだ十分に整っていないものもあると思います。設定票には「関与する者」として国交省、農水省、各自治体等が書かれています。行政のほうは計画の立案では経験が豊富で、これらの提案についての考えもあると思いますし、推進の柱としての5つの大きな目標があって、これらを達成するために提案されている具体的な目標がどう効果的に働くのか、これらの提案だけではまだ不足しているのではないかなど、いろいろご意見があらうかと思えます。そういうことについてこれから議論していきたいと思えます。それぞれの提案については関与する者について整理された形で関与表が作成されています。まずこの関与表の見方について説明して下さい。

増田部会長代理：(添付資料の自然再生全体構想専門部会・関与表1(案)について説明)

議長：この表は、どこから提案され、だれが関与するのかについて見やすくなる図です。これを完成させるために、いろいろ手を加えていくうちに、提案が実現可能なものになっていくものと思えます。

議長：提案された11の事業について、ここで議論してもいいのですが、これから詰めていく内容のものもあると思います。また、これらの事業に関与する行政機関の側から見ると、こういうふうにやったほうが良いのではないかと、このように立案したほうが良いの

ではないか、といった意見をお聞きしたいのですが、時間的なこともあります。発表された内容から、どのようなことをやりたいということがわかりましたので、これらをもとに次回までに全体構想専門部会の中で行政機関の方々に個別にご意見を伺いながら、もちろん提案した方々にも参加いただいて調整をするということにして、次回の協議会までにさらに完成度の高いものにして再提案していただくというのが効率的だと思われまますので、このような考え方で進めさせていただくことにします。とりあえず時間の関係で、次の議題に入ります。

相崎：今後の進め方についてですが、一つはこの協議会をどのように進めていくのか、もう一つは必要経費が発生してくるので、どうやって集めるか、ということで審議をお願いします。まず協議の今後の進め方ですが、配布資料にあるように次回の協議会は、来年3月8日（土）13～17時、同じ場所で開催予定です。内容としては、これまでは民間の方々からの話がほとんどでしたが、今回は行政側から、現在自然再生に関係する事業をいろいろなところでやっておられると思いますが、それらの事業について紹介をしていただき、また今回民間から提案された計画との関連などについてお話しいただき、お互いの認識を深めたいと思います。また行政として現在進めている事業を自然再生の事業に切り替えることが可能であるならば、その方向に進めることについても検討をしていただきたいと思います。このような事柄について次回の勉強会では行政側からご説明いただければ、ということで考えています。協議会としては全体構想策定のための第3次案の説明をしていただく予定にしています。今回は全体構想討議資料の目次の5番目以降の討議に入っているわけですが、今回は目次の1～4番についても説明文をつけていただきたいと思います。そうすると、釧路湿原自然再生全体構想の資料に書かれているような大枠が姿を現すこととなります。その後は、4～5月に開催する第6回の協議会では、今回説明のあった5つの推進の柱について、実際に推進していく上で、今回出されている提案で足りるのかどうか、どうやっていけば実現できるのかについて、討議をする時間を設けたいと考えています。第6回で終わらなければ、第7回でも引き続いて討議をしてもらいます。十分な討議を行った上で全体構想を採択するという段取りで進めて行きたいと考えています。

議長：2点について説明がありました。一つは、次回の勉強会についてで、3月8日は決まっていますが、内容について、すでに自然再生に関係する事業を行っている各行政機関から、これまでに話された具体的計画とのすり合せと申しますか、これらを進められているそれぞれの事業に盛り込むことが可能かもしれませんし、まったく新たに立てる必要があるかもしれません。いずれにしても、すでに進められている事業についてはそれらの内容と、こういう効果が上がっているといったことも含めて、紹介をして頂きたいということです。協議会としては、全体構想のイメージ全体としては、一部は文章化されていますが、今回配布された釧路湿原の全体構想の冊子に沿ったような形で、図が全部できるかどうかはわかりませんが、努力目標として出していただき、それをたたき台として、中海自然再生の全体構想はこんなイメージになりますよという形を出して、これまでの議論を、

どこにどう盛り込んでいくのかを検討したいと思います。先ほど提案された具体的な目標については、かなり時間がかかるかと思いますが、できれば第5回の会議でも調整された内容について討議を行いたいと思いますが、第6回の会議で集中して討議してもらおうことになるとの説明でした。まだ時間があるとも言えますが、全体構想部会ではかなり忙しく検討を進めていただく必要があると思います。またこれまでに提案された具体的目標だけで、5つの推進の柱をしっかりとやれると言えるのかどうか、まだそのほかに立てるべき目標があるのではないかなどの点も含めて第6回の会議まで議論を続けて行きたいと思います。内容については、全体構想部会で詰めながら、適宜メールなどで意見交換をするなどして進めていくことにします。私たち夢を実現するということについて、これまでは夢が夢で終わってしまっていて実現しないのは行政のせいだなどと言っていたわけですが、そうではなくて、この会では、なにになにだから出来ないということではなく、どうしたら実現できるかを一緒に考えて行きたいと思います。以上のような流れで、最終的には次の年の6月頃までに全体構想を採択し、釧路湿原の全体構想の冊子のようなものを作りたいという提案です。ただその場合に、経費の問題があり、立派なものを作ろうとすればかなり費用がかかると思います。これをどうしようかということもあります。次に次回の勉強会についてですが、ここに挙げられている10の行政機関から説明をしていただくということで良いでしょうか。

T1：これまでに具体的目標が上がっているのは各地域部会からですが、各専門部会からの具体的目標はありませんか。また推進の柱の3番目にある水辺の保全とラムサール条約に基づく水鳥との共存についての具体的な目標はありませんか。

國井：関与表1（案）は、皆さんから提出していただいた設定表をもとに作成したものです。提出期限を11月末に設定していたので、今日の協議会に間に合わなかったものもあります。専門部会からの設定表はそれまでに来なかったということで、これから載ることになります。次回の協議会は3月8日なので、専門部会からも出来れば1月中旬にでも提出していただきたいと思います。行政機関とのすりあわせも今後あるとのことですので、できれば早めの提出をお願いします。もう一点ですが、国の関与する機関として、文科省を加えていただきたい。釧路湿原では入っていませんが、島根大学は文科省とは密接な繋がりがありますので。自然再生推進法の主務官庁としては、国交省、農林水産省、環境省ともに文科省が入っているので、将来を考えると加えておくほうが良いと思います。

相崎：関与表の中で、推進の柱の3番に具体的な目標項目が入っていないとのことですが、設定表のなかには、複数にまたがる項目はどこかに入れているということで、3番の柱は項目として入っていると理解してください。

議長：それでは、全体構想専門部会より11月末までという話がありましたが、各部会のほうから、もう一度調整したものも含めて提案表を11月末頃までに提出して下さるようお願いいたします。今日のところで全体にイメージができてきたと思います。その上で行政との調整、すり合わせをして行くことになります。

A：先ほど行政から自然再生に関する事業について紹介してくださいとお話がありましたが、各省の自然再生に係る事業といわれてもその制度はないと思います。ある事業計画を実施するためどのような事業制度があるかということであれば、その事業制度の紹介はできると思います。行政は、行政課題というものがあって、それを制度化して初めて予算が付くという流れになっているので、そこを理解していただきたいと思います。

國井：今日、具体的な目標が、提案されましたが、今後、幾つか出てくると思います。関与表については、下欄の関与する行政機関について、各五本の柱について、すべて○がついていますが、具体的な目標については、今後関与する行政機関には○、関与しない場合は○が外れるということになります。

議長：いま役所の方では、ダイレクトに自然再生に関連するという事業をやっていないということですが、やっている役所もあるかもしれませんが、書き方がダイレクト過ぎたかもしれません。我々が何をしようとしているかが、だいたい見えてきそうになってきている、そうすると、役所がやっている、あるいはやろうとしているこういう事業も多少関係しているのではないかということで、自然再生ということが全面に出ていなくても関連すると思われる事業ということで考えていただければ良いと思います。

M：いま議長が云われたような趣旨でよいのだと思います。例えば飯梨川部会では、牧草公園ということ提起していますが、河川敷と牧草との関連ということでは農水省がかわってくると思うので、こういうことについてどのように見るか検討していただけるとよいと思います。ください。今回出されている設定票についても、今後、調整されていくものと思いますが、関連する行政の方々から問題を提起していただければありがたいと思います。

議長：役所の事業で、自然再生の具体的な事業としてやっていることでなくとも、こういう政策の流れがありますといったことでも結構です。例えば産業化に結びつけるという部分もあると思います。そういうときに、例えば経済産業省がやっている地方再生の事業について、いろいろなプログラムがありますが、その中でこれが近いというものもあると思います。そのようなことを紹介していただければ、国は何を考えているのか、いますすめようとしている計画を実現するために国の方針とどうすり合せをしていったらいいのかを理解することができます。またこういった事業を立てたいという場合に、既存の事業の枠に入らないという場合には、当然のことながら再生事業をどう起こしていくかという場合もあると思います。すでに進められている再生事業についても我々が知っておくことも大切なことだと思います。そんな意味で、次の勉強会では、一体国が、行政機関がどんな方向に向かおうとしているのか、何をやろうとしているのかについて勉強する機会にしたいと考えています。

相崎：自然再生という言葉が適当でなければ、何か別の言葉で置き換えてもよいとおもいます。今回の趣旨としては、中海の自然再生の推進についての五本の柱に関連して現在行っている事業や計画中の事業について紹介いただけないかということです。これらについ

て、事務局から個別に問い合わせをさせていただくことにしますが、とくに関連する事業がないということであれば、プログラムから外すということも考えています。

A：他の省庁からも意見があるかと思いますが、例えば提案されている構想のなかに出てくる流入負荷量を減少する対策については、施肥の仕方についての指導とか、農業集落排水事業の実施などの制度があります。そうことであれば情報提供できるということです。

議長：まだ全体が見えていないということもありますので、事務局から行政側と個別に連絡を取ってもらって、中海の自然再生に関連があるかどうか個別に調整をしてもらった上で、関連のある事業については次の協議会で個別に行政から紹介してもらい、あまり関係しないというものについてははずし、コメント程度で報告してもらおうということで次回を行うことにします。次に経費の問題に移ります。

相崎：いますぐに必要ということではありませんが、配布されている釧路湿原の全体構想の冊子のようなものを作るとすると、自然再生全体構想の小冊子を作る場合にかなり金がかかる事が予想されます。その費用をどうやって賄うかを考えておかなければならないと思います。事務局は自然再生センターでやっていますが、自然再生センターのみでは不可能です。資料には以下の5つの案が考えられます（1. 協議会メンバーから会費として集める；2. 寄付金を募集し、それで賄う；3. 各種補助金を申請する；4. 事務局に関係機関の参加を求める；5. 呼びかけ人である自然再生センターが責任を持って対処すべき）。とりあえず、これらの案について皆さんの意見をお聞きします。

議長：5つの案がありますが、他にも良い案があれば提案してください。

M：委員がなにもせず涼しい顔をしているのは考え物ですが、行政機関の方でこのような目的に使えるというものがあれば、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

I：配布されている釧路湿原の資料を見ると自然再生協議会運営事務局となっており、概要版では、後ろに各行政機関の名前が載っており、いろいろと協力されたものと思われませんが、このようなことが出来れば良いと思います。

議長：可能であれば各行政機関からの協力も必要ですが、それだけで済むことではありません。ある意味では他の自然再生協議会は官製の組織と言えますし、経費は行政機関からでています。しかし我々の協議会は、日本で最初の地域住民や団体が主体の協議会と自負しているからには、もちろん責任があるわけで、我々もお金は出す、しかし行政側にもお考え頂いて、もし良い方法があれば協力していただきたいということだと思います。

O：まず部数から、どれだけの予算が必要かという問題があります。それと、議長の言われたように、積極的に私たちもお金をだしながら行政側もお願いする、また将来、事業を行う場合には行政側から大いに予算をだしてもらわないといけません、進められるところまでは、私たちも負担できるところは、負担するという二本立てで行くのが良いと思います。このような住民参加の組織では、お金がある人はお金を出し、能力のある人は能力を出していくもので、お金は一律にしないで、全体の経費のなかで一口を少な

い額で決め、お金のある人には何口も、またそういう人を多く集めていく事などを検討してください。

F：自然再生の全体構想を作るこの意味ですが、中海がこういう形で再生しますよというイメージを皆が合わせるのだと思います。そのまとめとして、こういう出版物として広く公表するという事です。お金のことを考える以前に、このような作る意味をはっきりさせておく必要があると思います。先に流入負荷を軽減して環境に優しい農業ということでは役所も関与できるとのことでしたが、全体構想にはそこまでの内容にはいらないと思います。全体構想では中海を再生するにはこういう仕組みで、こういう事を網羅すればおおよそはできるということを経済化する文章ではないでしょうか。具体的な計画については、その後の実施計画策定委員会できちんとした計画を策定し、ここに示された関与表についてももっと細かく、例えば、県といっても土木あるいは農林が関係するのかが決める必要が出てきます。

議長：必要経費はこれからのことなので、集め方はどれがよいか、それぞれの部会等で検討していただき、次回に討論を深めたいと思います。その他の議題にはいりません。

相崎：一つは全体構想としてのイメージ図としてのイラストの募集をどうするのか、もう一つは島根大学汽水域研究センターに、個人としては多く加入していただいておりますが、機関としてこの協議会に入ってもらいたいことを要請したいという件です。

議長：島根大学汽水域研究センターの機関としての協議会への参加の件については、皆さんどうでしょうか。（全員拍手で合意する。）

議長：それでは島根大学汽水域研究センターの國井センター長へ協議会への機関としての参加を要請することにします。次はイラストの募集の件についてです。

國井：自然再生の5本の柱がありますが、今回その内容も明示された時点で、これをイメージした、その内容にあったイラストというか絵で、中海の自然再生がされたらこういうことになりますよというイメージを描いてもらうものです。この目的は、絵そのものよりも、自然再生協議会を絵を募集することによって一般の人に広く知ってもらうことに意義があると思っています。小中学生を対象に募集するのが良いと考えています。

議長：趣旨については賛同いただけたと思います。マスコミにどう協力してもらうかなども含めて事務局にお任せします。採用された方への賞品等についても検討をお任せします。各部会からの報告は、時間がありませんので、この場では省略します。

鳥取県西部総合事務所環境生活局：中海の再生と賢明利用を考える会を12月22日（土）午後1時から3時まで、この西部総合事務所で開催します。基調講演として、豊岡市からコウノトリとの共生の町づくりについて担当された方から話を聞きます。今年度として1月と3月にも開催予定です。3月には、神奈川県から来てもらう予定です。

議長：それでは、これで第4回中海自然再生協議会を終了します。